

船舶の造修等に関する訓令を次のように定める。

昭和32年7月31日

防衛庁長官 津 島 寿 一

船舶の造修等に関する訓令

改正

昭和33年 4月 8日庁訓第19号	昭和63年 2月15日庁訓第 1号	平成14年 3月26日庁訓第18号
昭和38年 1月 9日庁訓第 1号	平成 元年 3月20日庁訓第25号	平成16年 4月 5日庁訓第48号
昭和43年11月16日庁訓第41号	平成 元年 5月29日庁訓第50号	平成18年 4月 7日庁訓第68号
昭和46年 4月 1日庁訓第22号	平成 3年 1月14日庁訓第 1号	平成19年 1月 5日庁訓第 1号
昭和50年12月27日庁訓第47号	平成 5年 3月15日庁訓第 5号	平成25年 4月10日海自訓第11号
昭和54年 2月23日庁訓第 2号	平成 6年 9月30日庁訓第49号	平成27年10月 1日省訓第39号
昭和54年 6月29日庁訓第31号	平成 8年11月28日庁訓第53号	平成29年11月14日省訓第60号
昭和56年 4月 3日庁訓第24号	平成10年 2月27日庁訓第 4号	平成30年 2月28日省訓第 5号
昭和57年 7月23日庁訓第23号	平成10年12月25日庁訓第49号	平成30年 3月30日省訓第29号
昭和58年 8月31日庁訓第26号	平成11年 4月30日庁訓第36号	令和 2年 9月30日省訓第57号
昭和59年 3月31日庁訓第11号	平成12年 3月 3日海自訓第6号	令和 6年 3月 7日省訓第 7号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 陸上自衛隊の使用する船舶に関する技術上の基準（第3条—第9条）

第3章 海上自衛隊及び防衛大学校の使用する船舶に関する技術上の基準（第10条—第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）及び海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶（以下この条及び次条において「船舶」という。）の堪航性及び安全性並びにその使用目的に対する適合性（海洋汚染防止の目的に対する適合性を含む。）を確保するため、その製造、改造、修理（修理で船舶の製造当初の性能を回復することを目的とするもの（以下「特別修理」という。）を含む。以下同じ。）及び定期検査、年次検査、入きよ（上架を含む。以下同じ。）その他の検査等に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

（総則）

第2条 船舶は、この訓令の定めるところにより製造され、改造され、修理され、並びに定期検査を受け、年次検査を受け、入きよし、及びその他の検査等を受けなければならない。

2 船舶（専らろ、かい又は帆をもつて推進する船舶及び運航の用に供しない船舶を除く。第9条及び第25条第2項を除き、以下同じ。）の製造、改造又は修理に際しては、別に定める検査の規則に従って検査を受けなければならない。

3 船舶は、第3条第2項及び第10条第3項の規定により定められた使用の基準及び取扱の基準に従って使用されなければならない。

第2章 陸上自衛隊の使用する船舶に関する技術上の基準

(技術上の基準)

第3条 船舶(陸上自衛隊の使用する船舶(水陸両用車両を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の製造、改造及び修理に際して、準拠すべき技術上の基準に関しては、防衛装備庁長官が陸上幕僚長と協議の上行う上申に基づき、防衛大臣が別に定める。

2 船舶の使用の基準及び取扱いの基準に関しては、陸上幕僚長が防衛装備庁長官と協議の上行う上申に基づき、防衛大臣が別に定める。

(定期検査及び年次検査)

第4条 定期検査は、その就役した日又は前回の定期検査が完了した日から起算して6年を経過する日までに完了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、陸上幕僚長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時期に定期検査を行うことができる。

(1) 外国における訓練その他の事由により、前項の規定による定期検査の時期に定期検査を行うことができないと陸上幕僚長が認める場合 5箇月を超えない範囲内において、前項の規定による定期検査の時期を繰り下げた時期で、陸上幕僚長が別に示す時期

(2) 大規模な改造又は修理が行われる場合 当該改造又は修理を行う時期

3 年次検査は、毎会計年度1回行うものとする。

4 特別修理は、定期検査を行う際に行うものとする。

5 陸上幕僚長は、第2項第1号の規定に基づき年次検査の時期を変更したときは、速やかに、その旨を防衛大臣に報告しなければならない。

6 陸上幕僚長は、年次検査を行う時期に当該船舶の定期検査を行うときは、当該年次検査を行わないことができる。

(定期検査及び年次検査の方法等)

第5条 定期検査及び年次検査の方法及び基準は、陸上幕僚長があらかじめ防衛大臣の承認を得て定めた方法及び基準に従って行わなければならない。

(船舶の基準適合確認)

第6条 船舶を製造又は改造しようとする場合においては、陸上幕僚長は、当該船舶の設計が第3条第1項の規定により定められた技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

2 同型第2船以降の船舶を製造又は改造する場合においては、前項の規定による設計の確認を省略する。

(その他の手続)

第7条 船舶の改造、修理、定期検査及び年次検査の手続は、陸上幕僚長が防衛大臣の承認を得て定めるものとする。

2 改造した船舶を使用しようとする場合の検査及び手続は、陸上幕僚長が定めるところによる。

(不用の決定の手続)

第8条 船舶の不用の決定の手続に関して必要な事項は、陸上幕僚長の定めるところによる。

(陸上自衛隊の使用する特定の船舶等についての特例)

第9条 専らろ、かい又は帆をもつて推進する船舶及び運航の用に供しない船舶の製造、修理、検査等については、陸上幕僚長の定めるところによる。

第3章 海上自衛隊及び防衛大学校の使用する船舶に関する技術上の基準

(設計等の基準)

第10条 船舶(海上自衛隊及び防衛大学校の使用する船舶をいう。以下この章において同じ。)の製造及び改造に際して、準拠すべき設計の基準に関しては、防衛装備庁長官

が海上幕僚長と協議の上行う上申に基づき、防衛大臣が別に定める。

- 2 船舶の製造、改造及び修理に際して準拠すべき工作の基準に関しては、海上幕僚長が防衛装備庁長官と協議の上行う上申に基づき、防衛大臣が別に定める。
- 3 船舶の使用の基準及び取扱いの基準に関しては、海上幕僚長が防衛装備庁長官と協議の上行う上申に基づき、防衛大臣が別に定める。

(定期検査、年次検査、特別修理及び入きよの回数)

第11条 定期検査は、次の各号に掲げる船舶について、その就役した日から起算して当該各号に定める期間を経過するごとに、その期間を経過する日の翌日（以下「定期検査実施基準日」という。）前に開始し、かつ、当該基準日後に完了するものとする。

- (1) 鋼船及びエアクッション艇5年
- (2) 前号以外の船舶4年
- 2 前項の規定にかかわらず、潜水艦、練習潜水艦及び試験潜水艦に係る定期検査は、その就役した日又は前回の定期検査が完了した日から起算して3年を経過した時に行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時期に定期検査を行うことができる。この場合において、第1項各号に掲げる船舶に係る次回以降の定期検査については、同項中「その就役した日」とあるのは、「第3項各号の規定による定期検査が完了した日」と読み替えるものとする。
  - (1) 外国への航海その他の事由により、前2項の規定による定期検査の時期に定期検査を行うことができないと海上幕僚長等（海上自衛隊の使用する船舶にあつては海上幕僚長、防衛大学校の使用する船舶にあつては防衛大学校長をいう。以下同じ。）が認める場合 5箇月を超えない範囲内において、第1項各号に掲げる船舶にあつては、定期検査実施基準日からさかのぼる、又は経過する時期、前項に規定する潜水艦、練習潜水艦及び試験潜水艦にあつては、同項の規定による定期検査の時期を繰り上げ、又は繰り下げた時期
  - (2) 船舶のたん航性の調査を行うため、海上幕僚長が定期検査実施基準日後に定期検査を開始する又は前項の規定による定期検査の時期を繰り下げることが必要と認められた場合 1年を超えない範囲内において、第1項各号に掲げる船舶にあつては、定期検査実施基準日から経過する時期、前項に規定する潜水艦、練習潜水艦及び試験潜水艦にあつては、同項の規定による定期検査の時期を繰り下げた時期
  - (3) 前2項の規定による定期検査の時期前に大規模な改造又は修理が行われる場合 当該改造又は修理を行う時期
- 4 年次検査は、毎会計年度1回行うものとする。ただし、船舶の就役する会計年度及び定期検査を実施する会計年度（定期検査が両会計年度にわたって行われる場合には、両会計年度）においては、この限りでない。
- 5 特別修理は、老齢船舶（しゅん工後別表に定める期間を経過した船舶をいい、船舶の老朽の状態を相当程度回復することを目的とした大規模な修理（以下「延命修理」という。）を実施中の船舶を除く。以下同じ。）以外の船舶について、定期検査を行う際に行うものとする。
- 6 入きよは、次の各号に掲げる場合を除き、改造及び修理の際の入きよを含めて毎会計年度1回以上行うものとする。
  - (1) 堪航性の調査を行う船舶の入きよの時期について防衛大臣の承認を得た場合
  - (2) 前号の調査を踏まえ船舶の堪航性を向上させると認められる措置及びその措置を講じる船舶の入きよの間隔について防衛大臣の承認を得、その措置を講じた船舶について海上幕僚長が入きよの時期を定めた場合

7 海上幕僚長は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に定める行動その他やむを得ない事由により、第4項本文又は前項本文に規定する会計年度内に年次検査又は入きよを行うことができない場合において、次に掲げる事項について防衛大臣の承認を得たときは、第4項本文又は前項本文の規定にかかわらず、当該会計年度を超えて年次検査又は入きよを行うことができる。この場合、当該年次検査又は入きよは、年度開始から5箇月を超えない範囲内に行うものとする。

(1) 年次検査又は入きよを行う時期

(2) 船舶のたん航性及び安全性並びにその使用目的に対する適合性を確保するために講ずべき措置

8 海上幕僚長は、前項の規定に基づき年次検査又は入きよを行つたときは、速やかに、その旨を防衛大臣に報告しなければならない。

9 海上幕僚長は、第7項の規定に基づき防衛大臣の承認を得た場合において、同項第1号に規定する時期に当該承認を得た船舶の定期検査を行うときは、当該承認に係る年次検査又は入きよを行わないことができる。

(定期検査、年次検査及び入きよの方法等)

第12条 定期検査、年次検査及び入きよは、海上幕僚長があらかじめ防衛大臣の承認を得て定めた方法及び基準に従つて行なわなければならない。

(要求性能)

第13条 船舶（海上自衛隊の使用する船舶のうち、その長さが12メートル未満であつて、かつ、その搭載人員が12人以下のもの及び防衛大学校の使用する船舶を除く。第20条から第22条までにおいて同じ。）を製造しようとする場合においては、防衛大臣は、海上幕僚長の上申に基づき、その要求性能を決定する。

(基本計画)

第14条 防衛大臣は、防衛装備庁長官が前条の規定により決定された要求性能に基づき海上幕僚長と協議のうえ行なう上申に基づき、基本計画（要求性能を実現するために必要な船舶の諸元、性能、構造、装備品その他の船舶の設計の基本となる事項をいう。以下同じ。）を決定する。

(基本設計)

第15条 防衛装備庁長官は、第14条の規定により決定された基本計画に基づき海上幕僚長と協議の上基本設計を作成し、防衛大臣の承認を得るものとする。

2 防衛装備庁長官は、前項の規定により防衛大臣の承認を得た基本設計の一部を変更する必要が生じた場合において、その変更が基本計画に抵触しない範囲内のものであるときは、海上幕僚長と協議の上、その変更をすることができる。

3 防衛装備庁長官は、前項の規定により基本設計の一部を変更した場合には、速やかにその旨を防衛大臣に報告しなければならない。

(手続の省略)

第16条 防衛大臣は、同型第2船以降の船舶を製造する場合には、第14条の規定による基本計画の決定を省略する。

2 前項の規定により基本計画の決定を省略した場合には、前条第1項中「第14条の規定により決定された基本計画」及び同条第2項中「基本計画」とあるのは、「同型第1船について決定された基本計画」とする。

(船舶の装備品の製造)

第17条 船舶にとう載する装備品であつて船舶と別途に製造されるものの製造の手続については別に定める。

(特別改造)

第18条 第13条から第16条までの規定は、船舶の復原性、運動性、潜航性、船体強

度又は一般兵装ぎ装に関連する性能（以下「主要性能」という。）を変更するための改造（以下「特別改造」という。）について準用する。この場合において第13条中「製造」とあるのは「特別改造」と、第16条第1項中「同型第2船以降の船舶を製造する場合」とあるのは「特別改造を行った船舶と同型船で、かつ、同一内容の特別改造を行う場合」と、同条第2項中「同型第1船」とあるのは「同一内容の特別改造を行った同型船」と読み替えるものとする。

（その他の手続）

第19条 船舶の改造（特別改造を除く。）、修理、定期検査、年次検査及び入きよの手続は、海上幕僚長等が防衛大臣の承認を得て定めるものとする。

（主要性能の調査）

第20条 海上幕僚長は、防衛装備庁長官と協議のうえ供与、貸与又は所管換を受けた船舶その他必要と認めた船舶については、当該船舶が自衛隊の使用に供された日（当該船舶が本邦以外の地において供与又は貸与された場合にあっては、当該船舶が本邦に帰着した日）から2箇月以内に、記録によつてその主要性能を調査するものとし、記録の整っていない部分がある場合においてはその部分について、さしあたり現状調査を行なつたうえ主要性能をすみやかに調査するものとする。

（就役条件の検討）

第21条 海上幕僚長は、船舶を製造し、又は特別改造した場合及び前条の規定により主要性能を調査した場合においては、防衛装備庁長官と協議のうえ、公試及び次条の試験の成績又は調査の成績に基づき当該船舶の主要性能を検討し、当該船舶の就役条件に関する意見を受領後及び次条の試験の実施後又は調査後すみやかに防衛大臣に報告するものとする。

（能力試験等）

第22条 海上幕僚長は、新たに製造された船舶（支援船を除く。以下この項において同じ。）の同型第1船、供与又は貸与された船舶の同型の代表船及び特別改造された船舶で海上幕僚長が必要と認めるものについて海上幕僚長の指定する者に能力試験を行わせるものとする。

2 海上幕僚長は、自衛隊において、直接、適合性を判定するための試験を実施することが適当であると認める武器を船舶に装備した場合には、海上幕僚長の指定する者にその試験を行わせるものとする。

3 前2項の試験の時期、範囲、方法及び手続は、海上幕僚長が防衛大臣の承認を得て定める。この場合において、第1項の能力試験に係るものについて防衛大臣の承認を得ようとするときは、あらかじめ防衛装備庁長官と協議するものとする。

（老齢船舶の調査）

第23条 海上幕僚長等は、船舶のしゅん工後別表に定める期間が経過する期日の前後において、当該期日に最も近い定期検査の時期に、当該船舶の就役の可否、除籍の時期等に関し調査を行ない、これに関する意見を調査後遅滞なく防衛大臣に報告するものとする。ただし、当該定期検査の時期において延命修理を実施する船舶については、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、海上幕僚長等は、前項に規定する定期検査の時期前に同項に規定する調査を行う必要があると特に認める場合には、当該時期の直前の定期検査の時期に当該調査を行うことができる。

3 前2項の調査は、海上幕僚長等が防衛装備庁長官と協議の上あらかじめ防衛大臣の承認を得た方法及び手続に従い、かつ、防衛装備庁長官と協議の上実施するものとする。

4 前3項の規定は、第1項及び第2項の調査を実施した船舶が引き続き使用されている場合において、当該船舶の定期検査がその後行われるときについて準用する。

(装備取得委員会との関係)

第24条 装備取得委員会は、船舶の基本計画、就役条件その他の事項に関し審議するものとする。

(海上自衛隊の使用する特定の船舶等についての特例)

第25条 海上自衛隊の使用する船舶のうち、その長さが12メートル未満であつて、かつ、そのとう乗人員が12人以下のもの及び防衛大学校の使用する船舶を製造又は特別改造しようとする場合には、防衛装備庁長官が海上幕僚長等の依頼によりその基本設計を作成するものとする。

2 もつばらろ、かい又は帆をもつて推進する船舶及び運航の用に供しない船舶の製造、修理、検査等については、海上幕僚長等の定めるところによる。

#### 附 則

1 この訓令は昭和32年7月31日から施行する。

2 この訓令の施行日前に供与、貸与又は所管換を受けた船舶で、この訓令の施行日においてなお第14条に規定する主要性能の調査に相当する調査を受けていないものについては、海上幕僚長はこの訓令施行の日から2箇月以内にその現状を第14条の規定にならつて調査し、就役条件に関する意見を調査後3箇月以内に第15条の規定にならつて長官に報告するものとする。

3 この訓令の日において、既に別表に定める時期に達した老令船舶があるときは、海上幕僚長は、この訓令施行後なるべくすみやかに、おそくとも最初の特別修理の時期に第17条に定めるところにより老令船舶の調査を行うものとする。

4 船舶造修規程(昭和28年保安庁訓令第27号)は、廃止する。

附 則(昭和33年4月8日庁訓第19号)

この訓令は、昭和33年4月8日から施行する。

附 則(昭和38年1月9日庁訓第1号)

この訓令は、昭和38年1月9日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則(昭和43年11月16日庁訓第41号)(抄)

1 この訓令は、昭和44年1月1日から施行する。

2 この訓令の施行前に改正前の船舶の造修等に関する訓令(以下「旧訓令」という。)第4条第1項の規定により特別修理(同条第2項の規定による特別修理と同等以上の修理を含む。以下「旧規定による特別修理」という。)を行なつた船舶又はこの訓令の施行の際現に旧規定による特別修理を行なつている船舶に対する改正後の船舶の造修等に関する訓令(以下「新訓令」という。)第4条第1項の規定の適用については、それぞれこの訓令の施行直前の旧規定による特別修理が完了した日又はこの訓令の施行後旧規定による特別修理が完了する日を同項の前回の定期検査が完了した日とみなす。

3 昭和45年3月31日までの間において旧規定による特別修理が計画されている船舶の新訓令第4条第1項の規定による定期検査は、前項の規定にかかわらず、当該計画されている特別修理の時期に行なうものとする。

4 この訓令の施行の際現に行なわれている旧規定による特別修理は、新訓令第4条第4項の規定により行なわれている特別修理とみなす。

5 この訓令の施行前に旧訓令第7条の規定により基本要目が上申され、又は決定された船舶に係る基本設計の決定までの手続については、次項に定める場合を除きなお従前の例による。ただし、旧訓令第9条の基本設計については、防衛装備庁長官が海上幕僚長と協議のうえ作成し、防衛庁長官の承認を得れば足り、この場合における得た防衛庁長官の承認は、新訓令第9条第1項の規定により得た長官の承認とみなすものとし、旧訓令第18条の規定の適用については、同条中「基本要目」とあるのは「基本計画概案」

とする。

- 6 この訓令の施行前に旧訓令第8条の規定によりされた基本計画概案の上申若しくは決定又は旧訓令第9条の規定によりされた基本設計の上申（旧訓令第10条第2項の規定による基本設計の上申を含む。）若しくは決定は、それぞれ新訓令第7条の規定によりされた基本計画の上申若しくは決定又は新訓令第9条第1項の規定によりされた上申若しくは得た長官の承認とみなす。
- 7 前2項の旧訓令又は新訓令の各規定には、それぞれ旧訓令第12条又は新訓令第12条において準用する場合を含むものとする。
- 8 この訓令施行の際現に旧訓令第17条第1項の規定により行なわれている同項の船舶の調査は、新訓令第17条第1項の規定により行なわれている同項の船舶の調査とみなす。

附 則（昭和46年4月1日庁訓第22号）

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年12月27日庁訓第47号）（抄）

- 1 この訓令は昭和51年1月1日から施行する。

附 則（昭和54年2月23日庁訓第2号）

この訓令は、昭和54年2月23日から施行する。

附 則（昭和54年6月29日庁訓第31号）

この訓令は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月3日庁訓第24号）

この訓令は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則（昭和57年7月23日庁訓第23号）

この訓令は、昭和57年7月23日から施行する。

附 則（昭和58年8月31日庁訓第26号）

この訓令は、昭和58年8月31日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日庁訓第11号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年2月15日庁訓第1号）

この訓令は、昭和63年2月15日から施行する。

附 則（平成元年3月20日庁訓第25号）

この訓令は、平成元年3月24日から施行する。

附 則（平成元年5月29日庁訓第50号）

- 1 この訓令は、平成元年5月29日から施行する。

- 2 昭和63年3月31日以前に就役した潜水艦及び特務艦（潜水艦から種別を変更したものに限る。）のうち平成元年4月1日以後この訓令の施行日前に定期検査を開始したもの以外のものについて、この訓令の施行後最初に行う定期検査は、改正後の船舶の造修等に関する訓令（以下「新訓令」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、前回の定期検査が完了した日から起算して2年を経過した時に行うものとする。

- 3 新訓令第4条第2項の規定は、前項の規定により定期検査を行う場合に準用する。

附 則（平成3年1月14日庁訓第1号）

この訓令は、平成3年1月30日から施行する。

附 則（平成5年3月15日庁訓第5号）

この訓令は、平成5年3月16日から施行する。ただし、改正規定中

「

魚雷艇	9年
-----	----

」

を	魚雷艇	9年
	ミサイル艇	9年

に改める部分は、平成5年3月22日から施行する。

附 則（平成6年9月30日庁訓第49号）

この訓令は、平成6年10月14日から施行する。

附 則（平成8年11月28日庁訓第53号）

この訓令は、平成8年11月29日から施行する。

附 則（平成10年2月27日庁訓第4号）

この訓令は、平成10年3月23日から施行する。

附 則（平成10年12月25日防衛庁訓令第49号）

この訓令は、平成11年1月14日から施行する。

附 則（平成11年4月30日庁訓第36号）

- 1 この訓令は、平成11年5月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に改正前の船舶の造修等に関する訓令（以下「旧訓令」という。）第4条第1項若しくは第2項の規定により定期検査（以下「旧規定による定期検査」という。）を行つた船舶又はこの訓令の施行の際現に旧規定による定期検査を行つてゐる船舶（改正後の船舶の造修等に関する訓令（以下「新訓令」という。）第4条第2項各号に掲げるもの及び次項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する新訓令第4条第1項の適用については、それぞれこの訓令の施行直前の旧規定による定期検査が完了した日又はこの訓令の施行後旧規定による定期検査が完了する日を同条第1項のその就役した日とみなす。
- 3 この訓令の施行前に旧訓令第17条第1項若しくは第3項の規定により調査（以下「旧規定による調査」という。）を行つた船舶又はこの訓令の施行の際現に旧規定による調査を行つてゐる船舶（新訓令第4条第2項各号に掲げるものを除く。）のこの訓令の施行後最初に行う定期検査については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定の適用を受ける船舶に対する新訓令第4条第1項の規定の適用については、この訓令の施行後最初に行う定期検査が完了した日を同条第1項のその就役した日とみなす。

附 則（平成12年3月3日海自訓第6号）

- 1 この訓令は、平成12年3月9日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する潜水艦から種別を変更した特務艦に関するこの訓令による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月26日庁訓第18号）

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成16年4月5日庁訓第48号）

この訓令は、平成16年4月8日から施行する。

附 則（平成18年4月7日庁訓第68号）

- 1 この訓令は、平成18年4月7日から施行する。
- 2 防衛庁副長官の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛庁本庁の内部部局における専決及び代決に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3第5項の表艦船武器課の項中第31号を第32号とし、第2号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 造修訓令第4条第7項の規定に基づく年次検査又は入きよの承認に関すること。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）



- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。  
附 則（平成25年4月10日海自訓第11号）（抄）
- 1 この訓令は、平成25年4月12日から施行する。  
附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）  
（施行期日）
- 第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。  
附 則（平成29年11月14日省訓第60号）（抄）
- 1 この訓令は、平成29年11月30日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際に現に船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定による船舶検査証書を有する陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。次項において「陸自船舶」という。）における第1条による改正後の船舶の造修等に関する訓令第4条第1項の適用については、同項中「その就役した日又は前回の定期検査が完了した日」とあるのは、「船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定による船舶検査証書が交付された日」とする。
- 3 この訓令の施行の際に現に船舶安全法第9条第1項の規定による船舶検査証書を有する陸自船舶については、第1条による改正後の船舶の造修等に関する訓令第4条第3項に規定する年次検査を行ったものとみなす。  
附 則（平成30年2月28日省訓第5号）（抄）  
この訓令は、平成30年3月20日から施行する。  
附 則（平成30年3月30日省訓第29号）  
この訓令は、平成30年3月30日から施行する。  
附 則
- 1 この訓令は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 印刷補給隊の編制に関する訓令（昭和35年海上自衛隊訓令第31号）は、廃止する。  
附 則
- 1 この訓令は、令和6年3月8日から施行する。
- 2 練習潜水隊の編制に関する訓令（平成12年海上自衛隊訓令第2号）は、廃止する。

別表（第11条、第23条関係）

種 別	期間
護衛艦（延命修理を実施したものを除く。）	20年
護衛艦（延命修理を実施したものに限定する。）	24年
潜水艦	12年
掃海艦	12年
掃海艇	12年
掃海母艦	20年
ミサイル艇	12年
哨戒艦	20年
輸送艦	20年
輸送艇	20年
エアクッション艇	15年
練習艦	20年
練習潜水艦	12年

訓練支援艦	20年
多用途支援艦	20年
海洋観測艦	20年
音響測定艦	20年
砕氷艦	20年
敷設艦	20年
潜水艦救難艦	20年
試験艦	20年
試験潜水艦	12年
補給艦	20年
特務艇	16年
支援船及び防衛大学校の使用する船舶 (鋼製のみに限る。)	20年
支援船及び防衛大学校の使用する船舶 (木製のみに限る。)	12年
支援船及び防衛大学校の使用する船舶 (鋼製及び木製のものを除く。)	16年